

公共施設の配置のあり方に 関する基本的な考え方

平成19年12月
多摩市

はじめに

多摩市には約 386,000 m²(東京ドームの8倍強)にのぼる公共施設が存在します。

これらの公共施設については、質・量ともに、他の自治体に比べて高い水準にあるものの、現時点で、建設後20年を経過する施設が全体の6割を超えており、今後施設を良好な状態で使用していただくためには、適切な保全工事を実施する必要があります。

また、エレベーターなどのバリアフリー対応や、施設の安全基準並びに耐震基準の法改正など、時代の変化に応じて公共施設に求められる機能水準も高度化する中、これらの要請に対応するための大きな改修工事なども必要になっています。

一方、市の財政状況の展望としては、市民の高齢化が進み退職者層が増加する影響から、将来にわたって税収の減少が想定される中、高齢者や障がい者、子どもたちに必要な社会福祉の費用や教育費の支出は増加が見込まれており、公共施設の保全や改修のために、予算を潤沢に振り向けることは難しくなるものと考えています。

こうした状況に対応するためには、一つひとつの公共施設を長く大切に使うため、計画的な保全を実施することと併せて、公共施設同士での機能の重複や民間施設との役割分担などを改めて検証し、公共施設の総量を抑制していくことは避けて通れないものと認識しています。

今回お示した「公共施設の配置のあり方に関する基本的な方針」は、現在から未来を見据え、必要な施設体系の具体的な検討を進めるための指針であり、今後、本方針に基づき、多摩市に相応しい公共施設の再編を進めてまいります。

市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【 策定の趣旨】

多摩市には、ニュータウン開発に伴う急激な人口増加及び時間の経過と共に変化し、多様化する市民ニーズに対応するために整備された約 386,000 m²にのぼる公共施設が存在します。

質・量ともに、他の自治体に比べても高い水準にあるものの、今後の施設更新には、大きな財政負担が想定されており、良好な施設サービスを継続的に提供するためには、施設の総量を抑制して多摩市の身の丈にあった施設水準に再編すると共に、建築物自体の長命化・延命化をすることが必要です。

そこで、市では真に必要な施設を大切に長く使用するという観点から、公共施設のあり方等について、あらためて適正な配置を含め考え方を整理するため、「公共施設の配置のあり方検討委員会」を設置し、検討を行ってきました。

この基本的な考え方は、上記の「公共施設の配置のあり方検討委員会」による最終報告およびパブリックコメントによる市民意見並びに市議会の意見を踏まえ、市として作成したものです。

【 基本的な考え方】

公共施設の配置にあたっては、以下の基本的な考え方に基づき対応する事を原則とします。

1. 公共施設全般のあり方

(1) 身の丈にあった施設水準

ニーズに見合った性能や機能を充足しつつ、必要な量に絞り込んだ施設を、良好な管理・保全状況に保ち続けることが、最も効果的かつ効率的な施設サービスであるとの認識の下、多摩市においてそれが実現出来る施設の質と量への転換を図ります。

また、既存施設については、時間の経過に伴うニーズの変化があることを踏まえ、その役割や機能について、不断の見直しに努めます。

(2) 機能の妥当性

各施設が持つ機能に着目し、以下の視点により機能の妥当性を検証します。

官民の役割分担

民間により一定の施設整備がなされている領域に行政が参入すると、民業を圧迫してしまい、広い意味での公共サービスの成長を阻害することにもなりかねません。そのため、今後の公共施設整備にあたっては行政が担うべき機能かどうか妥当性を検証するとともに、既存の施設についても民間の参入状況等を考慮します。また、必要と判断した公共施設については、その管理運営において施設特性を踏まえ、指定管理者制度を初めとする効果的な管理運営手法を検証し選択していきます。

公共施設間での機能の重複

それぞれに様々な法令等を根拠として整備してきた施設ですが、利用者側から見ると、受けるサービスが似かよっている施設もあります。機能の妥当性の検証にあたっては、縦割りの法令等の分類や仕分けからではなく、利用者が受ける便益に着目することとします。

有効性

公共施設が整備目的の達成に役立っているかどうかという観点から、利用者数・稼働率等はひとつの指標となります。利用者が少ない施設や稼働率の低い施設は、効率的に利用されているとは言えません。ニーズ自体が変化している（施設が陳腐化している）ことも考えられますので、稼働率については、行政サービスに有効な施設であるかを判断する目安とします。

経済性

いかに必要性の高い施設サービスであっても、際限なく市民の皆さんからお預かりした税を投入することはできません。そこで、当該施設サービスを提供するための費用をもとに、納税者として税の適切な使途を考える上での指標となる利用者一人当たりのコストを提示し、経済的な視点で判断する目安とします。

(3) 配置バランス

公共施設には、利用機会の平等性が求められています。

公共施設としては、基本的な役割を担う「全市施設」と身近な地域活動の拠点としての「地域施設」との整理をし、施設の配置においては区別して考えます。

第四次総合計画において設定したコミュニティエリアは元来、コミュニティセンターを整備する際の区域分けであり、他の施設の整備計画を拘束するものではありませんが、配置のバランスを検証するためのひとつの指標となります。

そこで、今後、地域施設の配置を検討する際には、コミュニティエリア別の施設の充足状況を原則的に基準としつつ、人口・面積・施設への行きやすさ・地形的な条件・地域施設の機能を合わせ持つ全市施設の存在などを総合的に考慮するものとします。

【コミュニティエリア】



地域コミュニティの育成・発展を促すため、地域的な関係の深い地域同士における交流やスポーツ・レクリエーション、文化など市民の多様な活動を想定した生活圏として市域を10の区域に分けたもの。

第四次多摩市総合計画 前期基本計画
(平成13年3月)において設定した。

2．全市施設のあり方

全市施設は、広範囲の全市民を対象として整備される施設であることから、交通の利便性の高さが求められています。また、それぞれの分野において基幹的な役割を担うことから、高度な機能も求められています。そうしたことから、これからの全市施設のあり方については、次のように整理します。

(1) 立地条件

新規に整備する全市施設については、交通の利便性にも配慮して駅周辺の拠点地域に配置することを原則とします。

(2) 施設水準

既存の全市施設については機能の高度化を進めることを原則とします。

また、全市施設は、災害時において学校のような第一次避難場所としての機能ではなく、災害対策拠点として市内を結ぶ役割も担っていることから、既存の全市施設及び新たに整備する施設ともに、安全性に関しても高い基本性能を備えることとします。

3．地域施設のあり方

地域施設は、徒歩や自転車でアプローチできる圏内の各地域に設置された、地域(住民)を主な対象とした施設です。

短期間に人口が急増し、現在でも人口の約9割が全国からの転入者で構成される多摩市では、昭和56年の第二次総合計画からコミュニティ環境整備の大切さを位置づけ、地域コミュニティの形成に資する地域施設の整備に力を入れてきました。特にコミュニティセンターについては、住民が気軽に集まり、地域課題を解決する場として活用できる施設であり、地域課題が複雑化・多様化する中で、地域コミュニティの形成支援という観点からも重要性がより一層高まっています。

そうしたことから、これからの地域施設のあり方については、次のように整理します。

(1) 地域施設の体系

地域施設に今後求められることは、主目的であるサービス・機能を果たしつつ、副次的に地域活動、コミュニティ活動の推進に寄与できる機能を付加することです。

特に、身近な地域施設である小中学校については、放課後子ども教室や学校開放など、地域との有機的な関わりをもち、地域の核となるために、新たな機能を付加して活用することが有効ですが、一方で学校施設は教育を第一義とする本来の役割があることから、全ての地域施設を集約することは出来ません。

そのため、身近にある地域施設としての学校と、コミュニティの醸成を本来機能とするコミュニティセンター双方を、役割分担による並列した地域施設と位置づけ、この二施設を軸とし、地域施設としての利用も考えられる機能をもつ全市施設や他地理的な条件により、他の施設の機能を補完し合える体系を基本とします。

(2)施設水準

本市の場合、ニュータウン開発に伴う人口構成の特殊性により、施設に対するニーズが短期間で大きく変化するという特性があります。具体的には、昭和40年代後半に必要な学校をはじめとする子どものための施設が不要になり、今後は、退職して地域に戻って来る団塊の世代の人々や、高齢者に対応した施設サービスが求められる想定があります。これら、需要が変化する施設の多くが地域施設ですが、施設の改修には大きな費用を必要とするため、これらの変化の全てに対応することは困難です。また、需要は常に変化するものであることから、地域施設については、用途を固定しない、いわゆる、汎用性・柔軟性の高い施設構成を原則とします。

【 見直しにあたって】

(1)見直しの時期

以上の基本的な考え方に基づき、公共施設の配置のあり方を見直していきますが、厳しいながらも基礎体力のある現在の市の財政力等を考慮し、見直しの具体的な実施時期は、大規模改修など大きな資本投下が必要となったときに合わせることを原則とします。また、今後実施する個別施設の見直しの検討の中で、財政的な見通しと施設保全の具体的な実施時期を中長期的な点から整理していきます。

(2)学校跡地施設の取り扱い

小中学校の整理統廃合に伴う学校跡地については、今後発生するものを含めて、恒久活用の取り組みを進めます。

【 今後の施設整備の方策】

施設の新規整備には、多額の建設費が必要となりますが、建設後の運営費や施設の維持、設備等の更新費用も重要な判断要素となります。

今後の施設整備にあたっては、計画時点で当該施設のライフサイクル（建設段階から管理・運営、撤去に至るまで）のコストを試算し、将来負担と施設の整備効果を比較衡量する仕組みを確立することが重要です。

また、新たに必要になった施設の建設については、計画的な施設運営や建設に向けて、基金の積み立てや、起債の充当、国や東京都からの補助金等の積極的な活用と共に、民間施設との合築や民間活力を導入する新たな整備手法について検討する必要があります。

《 地域施設・全市施設 》

地域施設	全市施設
徒歩や自転車でアプローチできる圏内の各地域に設置された地域(住民)を主な対象とした施設	電車・バスなどの交通機関の活用を含めた広範囲の全市民を対象とした施設
学校 地域図書館 コミュニティセンター 集会所 児童館 学童クラブ	市庁舎 パルテノン多摩 総合体育館 陸上競技場等スポーツ施設 道路 公園 上下水道 河川 エコプラザ 公民館 市民農園 等